

犯罪被害者保護関連法の運用状況

全国の高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における、平成25年から令和4年12月までの犯罪被害者保護関連法の運用状況
(被害者参加及び刑事損害賠償命令事件については別紙のとおり)

区分		年次	平成25年	26	27	28	29 (注)4	30	令和元年	2	3	4
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数		116	112	141	128	78	144	118	107	133	139
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数		1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,370
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数		278	299	290	303	225	302	318	264	320	332
	構外	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数						15	23	38	92	85
被害者秘密	被審者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被審者の数		4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266	4,080
情報保護	証人等秘密	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数				4	116	174	240	156	182	192
意見陳述	公判期日に心情その他他の意見を陳述した被審者等の数		1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被審者等の数		572	495	615	616	526	546	544	536	638	679
被害者等閲覧贈写	被審者等に公判記録の閲覧贈写をさせた数		1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178
	同種余罪の被審者等に公判記録の閲覧贈写をさせた数		18	89	38	44	16	18	15	14	31	25
弁護人等閲覧贈写	刑訴法299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数					-	2	13	17	-	6	6
	刑訴法299条の6第2項の閲覧贈写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数					-	-	-	3	5	-	-
	うち閲覧贈写の禁止の対象となった証人等の数					-	-	-	-	5	-	-
	刑訴法299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数					-	-	-	-	-	-	-
和解	民事上の争いについての合意を公判調査に記載した数		29	20	17	23	26	18	18	25	19	21

(注) 1 延べ数である。

2 概数である。

3 「証人等秘密」及び「弁護人等閲覧贈写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被審者秘密」、「意見陳述」、「被害者等閲覧贈写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。

(別紙①)

通常第一審において被害者参加の申出があつた事件の状況

(地・簡裁総数)

	終局人員 数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あつた被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の 意見陳述 をした被 害者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被 害者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
平成25年	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,377	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407
4	1,053	1,497	1,477	1,175	655	246	610	651	1,086	151	432

(注)1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和4年の数値は、速報値である。

(別紙②)

刑事損害賠償命令事件の処理状況

	新受	既済	未済
平成25年	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	300	306	90
29	314	295	109
30	289	309	89
令和元年	311	318	82
2	337	289	130
3	308	344	94
4	284	281	97

(注)1 件数建てである。

2 令和4年の数値は、速報値である。

(別紙③)

刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

	総数	認容	棄却	却下	終了(法38条1項によるもの)	終了(法38条2項1号によるもの)	終了(法38条2項2号によるもの)	決定・その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
平成25年	312	151	2	6	32	-	9	-	62	-	11	37	2
26	264	118	-	2	37	1	4	2	57	-	14	28	1
27	307	127	2	1	37	-	5	-	77	-	15	40	3
28	306	99	-	7	37	-	6	-	107	-	11	39	-
29	295	142	1	1	30	-	6	-	85	-	9	20	1
30	309	141	-	6	36	-	5	-	74	-	13	33	1
令和元年	318	144	-	7	27	-	11	-	75	-	19	35	-
2	289	118	1	2	41	-	3	-	75	-	9	37	3
3	344	145	-	7	39	1	13	-	80	-	8	50	1
4	281	123	1	3	26	-	13	-	61	-	12	42	-

(注)1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「終了(法38条1項によるもの)」は、平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法32条1項、「終了(法38条2項1号によるもの)」は、同改正前の32条2項1号、「終了(法38条2項2号によるもの)」は、同改正前の同法32条2項2号をそれぞれ含む。

5 令和4年の数値は、速報値である。